

受付開始

令和8年
4月1日 から
(水曜日)

最大

5万円

補助対象工事費の1/2
※千円未満切り捨て

既存住宅 断熱改修費補助金

※予算が上限に達し次第終了します。

国・東京都の
補助金と

併用可能

断熱改修の効果

- ✓ 省エネ性能の向上
- ✓ 結露対策もできる
- ✓ 快適な室温
- ✓ 防音性の向上

対象となる住宅の種類

以下の「**既存**」住宅が対象です。

- **戸建住宅**
- 店舗との**併用住宅**
- **集合住宅**

補助対象となる工事

市内事業者に発注する以下の工事が対象です。

- **窓・ドア**の断熱建材への改修
- 外壁・天井・床の**断熱材**への改修

補助金を申請できる方

※対象住宅の所有者で、次の要件を全て満たしている方

1. 市税等を滞納していないこと
2. 補助対象住宅の所有者全員の同意があること
3. 同一の補助対象住宅について、同一の補助金の交付を受けていないこと
4. **令和9年2月28日(日)までに工事を完了**すること
5. 区分所有者の方は集合住宅等における規約等に違反しないこと

申請手続きの流れ

1 業者から工事の見積もりを取る

必ず **市内に事業所等を有する** 民間事業者に依頼すること。

※市では業者の指定や紹介は行っていません。

2 申請に必要な書類を準備する

申請に必要な書類及び様式は市ホームページ(下記二次元コードより参照)から入手できます。

3 補助金の交付申請をする

4 交付決定通知が届く

5 工事を開始する

！ 令和9年2月28日(日曜日)までに工事を完了すること

- 対象工事の内容に**変更が生じる際は、必ず立川市へご連絡**ください。
- 完了報告時に、補助対象工事箇所の「**施工前**」「**施工後**」の**写真が必要**です。

6 完了報告に必要な書類を準備する

完了報告に必要な書類及び様式は市ホームページ(下記二次元コードより参照)から入手できます。

！ 改修中、改修済の工事については、本補助金の交付申請はできません。**必ず交付決定を受けた後に工事を開始**してください。

7 完了報告をする

8 補助金額の確定通知が届く

確定通知書と併せて「補助金交付請求書(第10号様式)」を同封します。

9 請求書を提出する

「補助金交付請求書(第10号様式)」受領後、速やかにご提出ください。

10 指定口座にお支払い

書類の提出先

場所 〒190-8666 立川市泉町1156-9
立川市環境政策課(庁舎2階79番窓口)

日時 午前8時30分から午後5時まで
(土・日・祝日を除く)

持ち物 必要書類一式、ご印鑑
※代理の方が手続きする場合は、「**手続代行者選任届**」が必要です。

<注意事項>

- 提出書類に不備や不足があった場合は、受付できません。
- 工事の内容に変更が生じる際は、必ずご連絡ください。
- 工事の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

補助金に関するホームページ

申請書類の様式、申請受付状況等を掲載しています。
右記二次元コードより最新情報をご確認ください。

